



保護される企業の「営業秘密」の範囲が拡大する可能性

◆年内にも指針を抜本的に見直し

経済産業省は、法律で保護する企業の「営業秘密」の管理手 法の目安を示す指針を抜本的に見直し、年内にも改定する方 針です。この見直しにより、これまでよりも幅広い範囲の情 報が営業秘密として認められる可能性があります。

◆現在の「営業秘密」事情

不正競争防止法では、従業員が営業秘密を故意に漏らした場合などに刑事罰を科すことができるほか、被害を受けた企業が損害賠償や差止請求をできるとしています。保護の対象になる営業秘密については、経済産業省の「営業秘密管理指針」で定義された、以下の3つの要件を満たす必要があるとされています。

- (1)機密管理性:施錠保管するなど秘密として管理している
- (2) 有用性:事業に有用な技術・営業上の情報である
- (3) 非公知性:公然と知られていない

法律だけでは営業秘密として保護される情報の範囲がはっきりしないため、2003年に、営業秘密と認められるのに必要な企業の管理手法などを例示した指針がつくられました。この指針では、営業秘密の「望ましい管理水準」として、情報へのアクセス制限や特定の管理者による施錠、パソコン保管時のパスワード管理などが列挙されています。

指針に法的拘束力はありませんが、秘密漏洩事件に関する裁判では、企業が指針に基づいた管理をしていたかどうかが、営業秘密と認定されるための重要な判断材料となります。指針に沿った管理をしていなかったため、漏れた情報が営業秘密と認められなかった例も多くあります。

見直しの内容

今回の見直しでは、企業側からの「これまでの指針は一律に高い管理水準を求めすぎている」との批判を受け、業種や企業規模に応じた弾力的な基準に改めることが検討されていませ

具体的には、商品の研究開発や試験に長い時間がかかり、開発に失敗するリスクも高く、情報を幅広く企業秘密として認めて保護しなければ研究開発意欲をそぐおそれのあるバイオテクノロジー・医療分野などでは管理水準が下げられます。また、中小零細企業も緩和の対象となる見通しです。特に中小企業などから不満の大きかった、管理の際の施錠やパスワード設定、社内での独立した秘密管理部署の設置などについては、削除したり条件を付けたりするなどして管理水準を緩和することが検討されています。



こうした見直しにより、従来よりも幅広い範囲の企業情報が営業秘密として保護される効果が期待されていますが、一方で、他社の企業情報等について、これまで以上に慎重に取り扱う必要が出てくるかもしれません。

編集後記:

最近、どちらの門田も明るい時間に事務所にいることがほとんどありません。 お電話を頂戴しても折り返すことが多く、本当にご迷惑をおかけしています。 「忙しそうね、」という言葉に、たたた、恐縮してしまいます。

最近は司法書士業務と社会保険労務士業務をご一緒にお手伝いすることも多くなり、私たちの目標としてきた一つの業務のかたちが見えてきました。経営するみなさまにとってなくてはならない。存在になるために、企業の法務・労務を一体として支える一つのチームとして、私たちがすべきこと、できることを常に考えながら、実践していきたいと思います。

この時期、陽子事務所は労働保険の年度更新の終盤にはいり、日々のご相談業務とあわせててんやわんや。社会保険の算定基礎届までの間は、お客様とともに1年間を振り返り、この光1年間の見通しを行う時期と捉えていますので、事務手続という面だけではなく、とても大切な時期なのです。

日々の業務に、より迅速に、適切に、心をこめて対応するため、5月1日から、 新たに1名の事務スタッフを迎えました。皆様のご期待に添えるよう、さらに皆で精 進し、精一杯、務めてまいります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

piReport

各業種に広がるパート・契約社員等の正社員化の動き

◆改正パート労働法が施行

非正規雇用労働者が働く人の3人に1人を占めるまでに拡大しているなか、4月1日から改正パート労働法が施行されました。同法では、パート労働者の通常の労働者(正社員)への転換を推進するための措置を講ずるように事業主に義務付けています。

厚生労働省が発表した「労働経済動向調査」(2月)の結果によれば、過去1年間に正社員以外から正社員に登用した実績のある事業所の割合は41%となっており、特に製造業、飲食店、宿泊業、サービス業などでその割合が高くなっています。今後の方針については、64%の企業が「正社員に登用していきたい」としています。

改正法の施行を機に、非正社員を正社員化する動きはますます広 がっていきそうです。

◆パート・契約社員を正社員に

東京都に本社を持つ日用雑貨販売大手の株式会社ロフトでは、パート社員・契約社員の内、今後希望する者を正社員としていくそうです。同社が雇用しているスタッフは約3,300人で、そのうち正社員は約400人。1年契約の社員は280人、半年契約社員は2,650人で、その内の2,350人が正社員になることを希望しているそうです。

なお、新規採用者については、6カ月間の見習い期間を経て、正 社員か有期雇用かの選択を行います。ちなみに、正社員化に伴う同 社の総額人件費は、約1割程度増加する見込みだそうです。

◆製造大手では派遣社員を直接雇用などに切替え

また、派遣社員を多く抱えるキヤノン本体・グループ 18 社では、子会社を含めた工場などの製造現場で働く約 1 万 2,000 人の派遣社員の受入れを年内にも全面的に打ち切り、半数を直接雇用の期間社員、残りの半数を請負会社との契約に切り替えること発表しました。同社は以前から『偽装請負』があるとして労働局などから指導を

同社は以前から『偽装請負』があるとして労働局などから指導を受けており、派遣契約への切替えをすすめていましたが、直接雇用と請負とに再編する方針を決めたようです。

建機製造トップのコマツでも、2009年3月末までに工場で働く派遣社員全員を期間社員に切り替える方針を明らかにしています。

TOp CS~ 日々流れる情報をスポットでお知らせ!

【労働・雇用】

- ●雇用保険の国庫負担廃止を財務省が検討(5/9)
- ●偽装請負で雇用関係認定 松下子会社に賠償命令(4/26)
- ●定年後の継続雇用求め元社員が NTT 東日本を提訴 (4/22)
- ●65 歳以上の雇用者数は大幅増の 209 万人 (4/18)
- ●「コナカ」店長が残業代の支払い求め労働審判(4/15)

【年金】

- ●「ねんきん特別便」回答は3割強 55万通は未着 (5/9)
- ●記録訂正により年金減額の場合は「修正なし」に(5/8)
- ●国民年金保険料をパート労働者の給与からも天引きへ(4/17)
- ●「年金分割」の申立てが9カ月で8,322件(4/14)

【その他】

●ワークライフバランス 大手10社をモデル企業に(4/12)

Kadota office.com 2008.05

#発行: 2008 年 5 月 12 日 #編集•構成: Kadota-Office

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

©: URL : http://www.kadota-office.com/

mail: info@kadota-office.com

🦥 修日記:http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/

陽子日記: http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/